重要事項説明書(訪問介護・介護予防型訪問サービス)

1. 事業者

名 称	株式会社 まいづる	
所在地	福岡市中央区舞鶴1丁目6-1ラフォーレ舞鶴302号	
電 話	092-737-1208	
設 立	平成11年10月7日	
業務内容	居宅介護支援、訪問介護、介護予防型訪問サービス、	
未伤门谷	通所介護、介護予防型通所サービス、家政婦紹介	

2. 事業所

所在地	福岡市中央区舞鶴1丁目6-1ラフォーレ舞鶴302号
電 話	$0\ 9\ 2-7\ 3\ 7-1\ 2\ 0\ 8$
FAX	092-737-1209
開設	平成12年4月1日
指定番号	$4\ 0\ 7\ 1\ 0\ 0\ 0\ 2\ 0\ 4$

3. 事業所の責任者

4. 事業所の職員体制

管理者	(常勤) 1 名
サービス提供責任者	(常勤) 2 名以上
訪問介護員	(常勤) 2 名以上 /(非常勤) 6名以上

令和 6年 4月 1日現在

5. 営業日および営業時間

営業日		平日(月~金)午前9時~午後5時	
/ 	П	土,日,祝	
1/1		盆(8/13~8/15)・年末年始(12/29~1/3)	

6. サービス提供地域

福岡市中央区、博多区、南区、城南区、西区

- ・当地区内では、交通費はサービス利用料金に含まれています。
- ・当地区以外でのサービス提供は、交通費が必要です。
- ・当事業所より 5km未満 500円 5km以上 800円

7. 事業の目的および運営方針

- ①介護支援専門員の作成した「居宅サービス計画」に従い利用者またはその家族に対して説明の上、同意を得てサービス提供計画を作成し、その計画を利用者に交付し、その計画に基づいて利用者の有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介助等生活全般にわたる援助をいたします。
- ②また、必要に応じ利用者の状況を介護支援専門員に報告、連絡、相談します。

8. サービス内容と料金(料金表別紙)

- 1 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
 - 身体介護
 生活援助
- 2 指定介護予防型訪問サービスの内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の 額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービス である時は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担 割合を乗じた額とする。
 - ① 介護予防型訪問サービス(I)…1週に1回程度の利用が必要な場合
 - ② 介護予防型訪問サービス(Ⅱ)…1週に2回程度の利用が必要な場合
 - ③ 介護予防型訪問サービス (Ⅲ) …1週に2回を超える利用が必要な場合

9. キャンセル料(対象:要介護1~5の方)

- ①当日連絡あり・・・・・基本利用料の50%
- ②当日連絡なし又は不在・・・基本利用料の70%
- ③訪問日前日迄の連絡があった場合や特段の理由がある場合(急な受診や入院等)には、 キャンセル料は発生致しません。

10. サービス提供責任者

氏	名	隈元 博栄 / 合田 良江
電	話	$0\ 9\ 2-7\ 3\ 7-1\ 2\ 0\ 8$

担当者の変更、サービスに関する相談や不満等ある場合にご連絡ください。

11. 秘密の保持

業務上知り得た利用者及びその家族の秘密は在職中、退職後も第三者に漏らしません。